

練馬稲門会

高野山・竜神温泉

華岡青洲の里を訪ねる旅

ツアーのポイント！

- 新緑の5月は旅行に最適な季節です！
- 人気観光スポット高野山・和歌山を巡り、竜神温泉有名老舗旅館・宿坊にご宿泊の贅沢プランです！
- ご旅行全行程貸切専用バスにて巡ります！
- 豊富な海の幸、山の幸 ご当地グルメをお楽しみいただきます！
- もちろん全ての食事代が旅行代金に含まれております！

旅行代金
69,500円
(お一人様あたり)

ご旅行日程

日次	日時	発着地・滞在地	現地時間	交通機関	概要	食事条件		
						朝	昼	夕
1	5月23日(月)	羽田空港 伊丹空港 和歌山市内 竜神温泉	発 着 着 夕刻 夜	航空機 専用バス 専用バス	空路、関西へ 和歌山市内へ 和歌山市内にて昼食(約1時間) 和歌山市内観光(和歌山城など) 竜神温泉 下御殿 着 ご夕食	×	○	○
2	5月24日(火)	竜神温泉 ごまさんスカイタワー 奥の院 屋敷会場 金剛峰寺 大門・壇上伽藍 正智院	発 朝 着 夕刻 夜	専用バス 専用バス 専用バス 専用バス	高野能神スカイライン ごまさんスカイタワーより展望 奥の院見学 ご昼食 金剛峰寺見学 大門・壇上伽藍見学 ご夕食	○	○	○
3	5月25日(水)	正智院 青洲の里 伊丹空港 羽田空港	発 朝 着 午後 着	専用バス 専用バス	青洲の里見学・屋食 和歌山市内観光 空路東京へ ～到着後、各自解散 おつかれさまでした～	○	○	×

旅行代金に含まれるもの	<ul style="list-style-type: none"> ①航空運賃：日程表に記載された区間（エコノミークラス） ②宿泊代金：旅館・宿坊（和室4～5名1室利用） ③食事代金：朝食2回、昼食3回、夕食2回（機内食はこの回数に含まれません） ④バス代金：空港ホテル間の送迎バス料金、観光バス料金、ガイド代 ⑤団体行動中の税金・チップ ⑥手荷物運搬代金：お一人につき一個のスーツケースなど（ただし大きさは航空会社の規定内。詳しくは係員におたずね下さい。） ⑦添乗員代金（全行程同行） ※上記代金はお客様の都合により、一部利用されなくても払い戻しいたしません。
旅行代金に含まれないもの	上記以外は旅行代金に含まれませんが、参加に当たって通常必要となる費用を例示します。 <ul style="list-style-type: none"> ①個人的性格の費用：飲物代、クリーニング代、電話代など ②手荷物超過料金 ③傷害、疾病に関する医療費 ④任意の旅行傷害保険料 ⑤観光代：各観光施設入場料

※食事の表記 朝=朝食 昼=昼食 タ=夕食 ×=食事なし

- 最少催行人員：25名
- 申込締切日：2011年4月10日(金)
- 利用予定航空会社：全日空、日本航空
- 利用予定宿泊機関：竜神温泉 下御殿 (和室4～5名一室利用) 宿坊 正智院 (和室4名一室利用)
- 食事：朝食2回、昼食3回、夕食2回
- 添乗員：同行します。
- 旅行代金(お一人様)：69,500円

旅行代金算出基準日：2011年2月10日



宿坊・正智院



竜神温泉・下御殿



和歌山城

早稲田大学 練馬稲門会



題字：第13代総長 小山雷九先生

近畿日本ツーリスト株式会社
ECC事業本部カンパニー
第8営業支店

〒101-0024
東京都千代田区神田和泉町1-13住友商事神田和泉町ビル12F

観光庁長官登録旅行業第20号 ホンダ保証会員(社)日本旅行業協会正会員 旅行業公正取引協議会会員

パンフレット作成日：2011年2月10日 管理番号044911021011-K-PHP



FAX : 03-3994-8219

練馬稲門会 御中

練馬稲門会 高野山・竜神温泉・華岡青洲を訪ねる旅 申込書

別紙パンフレットに記載の旅行条件に同意します。また、旅行手配およびお客さまとの連絡等のために必要な範囲内での運送・宿泊機関、本ツアーで提携の団体・企業への個人情報の提供について同意の上、以下の旅行に申し込みます。 年 月 日記入

ふりがな		性別		年齢		ご自宅番号	() —
名前 (代表者)		男・女				携帯番号	() —
現住所(連絡先)	(〒)					同室希望者	

ご旅行内容に関するお問い合わせ

近畿日本ツーリスト株式会社
第8営業支店
「練馬稲門会 高野山の旅」
担当:堀内

〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-13
 住友商事神田和泉町ビル 12F

TEL 03-6891-9308 FAX 03-6891-9408

営業時間: 月～金 10:00～17:00(土・日・祝日休業)

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者です。このご旅行の契約等に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく旅行業務取扱管理者にご質問ください。総合旅行業務取扱管理者: 松岡正晴・黒田和幸

お申し込み方法

①上記「ツアー参加申込書」に必要事項をご記入の上、FAXにて

03-3994-8219

(練馬稲門会事務局)までお送り下さい。

②ご旅行代金お申込金(お一人様20,000円)を参加人数分、お申込日より7日以内にお振込み下さい。ご入金の確認をもって契約の成立となります。

お振込み口座: 三井住友銀行 中央支店 (普通) 1855862
 近畿日本ツーリスト 株式会社

③参加申込書とご入金の確認後、4月上旬頃から手続書類を送付いたします。ご旅行代残金ご請求書も合わせて送付いたします。

ご旅行条件書

■お申し込み

- 申込書に必要事項を記入の上、ご郵送ください。同時に参加申込金を所定の口座にお振込みください。*申込金は、「旅行代金」「取消料」「予約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。
- 電話等の適宜手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して7営業日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必須です。申込金のお支払いが完了しない場合はキャンセル扱いとなります。(キャンセルされる場合は、ご連絡をお願いします。)
- 旅行開始日より14日前の方は、b.身体に障害をお持ちの方、c.健康を害している方、d.妊婦中の方、e.補助使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨をお申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からの申し込みに基づき、当社がお客様のために特別な措置に要する費用はおお客様の負担となります。
- お申し込み時にご不明な点は、お電話での問い合わせが必要となります。
- 本旅行は近畿日本ツーリスト株式会社(以下「弊社」といいます)が企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものとし、成立日は当社が申込金を受理した日とします。
6. 通商旅行により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件
 - 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、会員の署名なくして旅行代金(申込金)等のお支払いを受けること(以下「通商契約」といいます)を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の適宜手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取特約を結ぶ加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合があります。
 - 通商契約の申込みの際、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
 - 通商契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知をされた時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着したときに成立します。
 - 通商契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出があった日となります。

■旅行代金・追加旅行代金

申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。追加代金は、①1人部屋追加代金、②運送による宿泊代金などです。

■確定日以後

確定した航空機の便名や宿泊ホテル名などが記載された確定日表は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の7日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問合せいただく場合はご説明いたします。

■旅行契約内容の変更

(1) 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の進行計画に異なる運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日前に、減額の場合は旅行開始日の前日より前にお知らせします。

■取消料のお客さまによる旅行契約の解除

お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰り旅行にあっては10日目)から8日目までの取消	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目から前々日までの取消	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日当日(旅行開始前)	旅行代金の50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

- 当社の責任とならぬ理由等によるお取消の場合も表記取消料をいただきます。
- 取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

■取消料のかからない場合(お客様による旅行契約の解除)

- 旅行契約内容に重要な変更が行われたとき、重要な変更とは「旅程保証」の項1～8に定める事項をいいます。
- 旅行代金が増額された場合。
- 当社が確定日表を表記の日までに交付しない場合。
- 当社の責に帰する事由により、当初の旅行日程の実施が不可能となったとき。

■当社による旅行契約の解除

次の場合当社は旅行契約を解除することがあります(一部例外)
 ①お客様の数が契約書面に記載した最少乗組員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目(日帰り旅行は3日目)に当たる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
 ②旅行代金を期日までに支払っていただけないとき
 ③申込条件の不適合
 ④病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

■旅社責任

当社は当社または手配代行者がお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に關係する賠償限度額は1人15万円(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)、また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

■特別補償

当社はお客様が旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行契約特別補償規程により、死亡補償金として500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度)、一借又は一対についての賠償限度(10万円)を支払います。ただし、目録表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

■旅社責任

旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行契約(企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が、1000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

■お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を利用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行代金において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

■お客様の交渉

お客様は当社が承諾した場合、所定の手数料をお支払いいただくことにより交渉することができます。

■事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが発生した場合は、直ちに最終日表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事由がなくなり次第ご通知ください。)

■個人情報の取扱いについて

(1) 当社は、お申込みいただいた旅行の手配等のために、運送・宿泊機関等に対し、お客様の氏名、性別、年齢、電話番号をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。

(2) 当社およびご旅行をお申込んだりいただいた委託旅行業者(以下「販売店」)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、旅行手配およびお客さまとの連絡等のために必要な範囲内で、運送・宿泊機関、ツアーで提携の団体・企業(イベント主催会社等を含む)に提供いたします。

(3) 当社、当社のグループ企業および当社と提携する企業等が取り扱う商品、サービスに関する情報をお客さまに提供させていただくことがあります。上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

■募集要項を企画旅行契約の部について

この条件に定めのない事項は旅行契約(募集要項企画旅行契約の部)によります。当社旅行業務取扱希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業務取扱、当社ホームページhttp://www.knt.co.jpからもご覧いただけます。当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。この書面は、旅行業務法12条の4による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業務法12条5により交付する契約書面の一部になります。